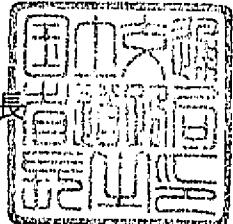


国 聓 車 第 3 1 号  
平成 27 年 1 月 23 日

公益社団法人  
全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省道路局長



道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化について  
重量が基準の 2 倍以上の悪質違反者への即時告発の実施（協力要請）

平素は、道路行政に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、国土交通省では道路の老朽化対策は喫緊の課題であると認識しているところ、平成 26 年 4 月 14 日の社会资本整備審議会道路分科会提言において、重量制限を超過する大型車両を通行させる者に対する取締り・指導について一層強化を図るとともに、特殊車両通行許可制度の審査基準の見直しや審査の迅速化等を図ることで、大型車両が適正に通行しやすい環境を整備することとされました。

これを受けて、本年 5 月 9 日には「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を策定し、国民の財産である道路を極めて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支えておられる方にはより使いやすくといった、メリハリの効いた取り組みを進めていくことを公表したところです。この方針に基づいて、許可基準の緩和等を進める一方で、車両総重量が基準の 2 倍以上の悪質違反者に対して、現地取締りで違反を確認した場合には、その事実をもって告発の対象とすることとし、別添のとおり国の道路管理者あて通知したところです。

貴団体におかれましては、本制度に関して傘下会員に対し周知方お願いするとともに、引き続き法令遵守の徹底が図られるよう協力を要請いたします。